

舞鶴市漁業経営力強化支援事業費補助金 (給付金)のご案内

申請期間: 令和8年6月11日(木)~令和8年9月30日(水)

資材価格の高騰の影響を受けている漁業経営体に対し、経営の安定と強化を後押しするため、給付金を支給します。

対象者

- 舞鶴市内に住所または事務所を有する漁業経営体であること
- 令和7年(1~12月)分の漁業による出荷金額が消費税及び地方消費税抜きで50万円以上ある方(自家消費等を除く)※漁協市場出荷以外との合算可能
- 給付金の申請後も漁業を継続する意思があること
- 事業者等物価高騰対策支援給付金の支給を受けていないこと
- 市税を滞納していないこと(徴収の猶予を受けているものを除く)

補助額

① 個人経営体 10万円

② 法人経営体、底びき網漁業経営体 100万円

漁協から証明書を発行していただきます

京都府漁業協同組合の協力により、証明書類を発行していただきます。

漁協からの証明内容につきましては、漁協が把握している出荷金額のみ証明します。

地売り等と合計すれば50万円以上になる場合は、確定申告の写し等をご準備下さい。

【出張窓口で申請する場合】

→漁協からの証明は、各出張所に配置します。

【上記以外・市へ直接申請する場合】

→漁協(舞鶴支所又は大浦支所)へお声掛け下さい。

令和8年〇月〇日
〇〇〇〇 様
京都府漁業協同組合
証明書
下記のとおり証明します。
記
令和7年中の出荷金額
〇万円

裏面へ→

提出書類

① 舞鶴市漁業経営力強化支援事業費補助金 (給付金) 交付申請書兼請求書

各項目につきましては、**事前にご記入の上ご持参下さい。**

② 添付書類

令和7年分の漁業での販売金額(自家消費等除く)が消費税及び地方消費税額
抜きで50万円以上あることが確認できる証明

※証明書は出張窓口にて漁協から発行します。

※地売り等と合計すれば50万円以上になる場合は、確定申告の写し等
をご準備下さい。

③ 振込先口座が確認できる通帳の写し

表紙を開いた最初の1ページ目をお願いします。

申請受付出張窓口を開設します

出張窓口を開設します。対象となる方は、上記必要書類を持参の上ご来場ください。

日時	場所
令和8年6月11日(木)午後 2時～4時	京都府漁協舞鶴支所(下安久無番地)
令和8年6月12日(金)午後 2時～4時	京都府漁協大浦支所(野原 57-6)
令和8年6月16日(火)午後 2時～4時	大浦会館(中田 459)
令和8年6月19日(金)午後 2時～4時	京都府漁協舞鶴支所(下安久無番地)

申込期限は、
令和8年9月30日(水)です。

※出張窓口の日程でご都合が合わない
方は、市役所水産課へご提出ください。

お問い合わせ先：
舞鶴市 水産課 水産振興係
〒625-8555
舞鶴市字北吸 1044番地
TEL: 0773-66-1020
FAX: 0773-62-9891